

2024年8月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 清 水 銀 行 代表者名 取締役頭取 岩 山 靖 宏 (コード番号 8364 東証プライム) 問合せ先 経営企画部長 佐 野 和 成 (TEL 054-353-7895)

## 「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行従業員に対する当行の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当行株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当行の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度である ESOP (Employee Stock Ownership Plan)及び 2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、「清水銀行従業員持株会」(以下「持株会」といいます。) に加入するすべての従業員を対象に、当行株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

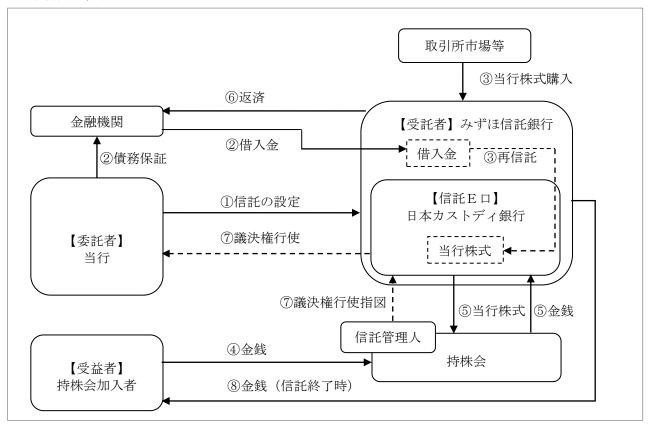
本制度の導入にあたり、当行は、当行を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下「本信託契約」といいます。)を締結します(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口(以下「信託E口」といいます。)において、今後4年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当行株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当行株式を売却していきます。信託E口による持株会への当行株式の売却を通じて、信託終了時までに、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者(従業員)に分配します。

また、当行は、信託E口が当行株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当 行株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契 約に基づき当行が当該残債を弁済することとなります。

なお、本信託の設定時期、金額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

## 3. 本制度の仕組み



- ① 当行は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当行は、金融機関に対して債務保証を行います。)
- ③ 受託者は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当行株式を取引所市場等を通じて取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当行株式を購入 します。
- ⑥ 受託者は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当 行から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託期間を通じ、本信託は、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当行株式 につき、議決権を行使します。
- ⑧ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。

(信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当行が保証債務を履行することにより、借入金を返済します。)

以上